

特別養護老人ホーム青葉の杜運営規程

(地域密着型介護老人福祉施設)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明徳舎が開設する特別養護老人ホーム青葉の杜(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型介護老人福祉施設事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者に対して、適正なサービス提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は入居者が要介護状態になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、入居者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム青葉の杜
- (2) 所在地 栃木県那須塩原市大原間西1丁目19番地6

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名

管理者は、従事者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設の利用の申込みについての調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名 (非常勤)

入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名

入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 看護職員 1名以上 (常勤換算)

看護職員は、入居者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。

(5) 介護職員 12 名以上（常勤換算）

介護職員は、心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(6) 機能訓練指導員 1 名

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況をふまえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1 名

施設サービス計画の作成及び管理、家族や関係機関との連絡調整を行う。

(8) 管理栄養士 1 名

管理栄養士は、入居者の食事のメニューの作成及び低栄養状態にある入居者又はその恐れのある入居者に対して栄養改善を行う。

(9) 調理員 3 名

給食業務に従事する。

(10) 事務職員 2 名

庶務及び会計業務等、施設運営のための必要な事務業務を行う。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入居定員)

第 5 条 指定介護老人福祉施設の入居定員は 29 名とする。

1 Aユニット 9 名

2 Bユニット 10 名

3 Cユニット 10 名

(指定地域密着型介護老人福祉施設の内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 事業所が行う指定地域密着型介護老人福祉施設の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 生活相談

(2) 入浴、排泄、食事等の介護

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 機能訓練

(6) 栄養管理

2 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときはその入居者の負担割合の額とする（1 割～3 割）。

3 その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 食費

1 日当たり 1750 円

但し、特別な食事、または本人ご家族のご希望に応じた別途追加の食事代金

(2) 居住費

1 日あたり 2300 円

(3) 金銭管理

1 日あたり 60 円

(4) 理美容代

1 回あたり 実費

(5) 複写物の交付

1 枚あたり 10 円

(6) 電化製品持込料

1 か月 500 円 (使用月)

(7) 教養娯楽費 (レクリエーション、クラブ活動等) 材料代等の実費

(8) その他必要があると認めるときは、実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

5 また、3号に挙げられた費用について、設定時に想定していなかった事情により新たな費用が生じたときは、当該新たな費用を基礎として、その額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 事業所は、入居者が指定介護老人福祉施設の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、入居者又はその家族に対して説明するものとする。

(1) 多額の現金、貴重品、危険物は持ち込まないこと。

(2) 利用中は、当事業所の規則を厳守するとともに、もし他の入居者やその家族に対して危害を加えたり迷惑を及ぼすことがあったりした場合は、利用を中止していただく場合がある。

(緊急時等における対処方法)

第8条 従事者は、指定介護老人福祉施設の実施中に、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防計画を作成させるとともに、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めると共に衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、感染症が発生し、または蔓延しないよう必要な措置を講ずる。

(秘密保持等)

第11条 従事者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に定める。

(苦情処理)

第12条 入居者からの苦情の対応については、別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に定める。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第13条 指定介護老人福祉施設事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。また、指定介護老人福祉施設事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。そのため、損害賠償保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第 42 条 当施設では原則身体拘束を実施しない。但し入所者の生命に関わる場合は身体拘束等を行う際の手続きは、下記の通り実施する。

- 2 身体拘束等についての様式を整備すること。
- 3 介護従業者その他の従業者は、やむを得ず身体拘束の実施せざるを得ない場合は、背景等を記録するとともに 2 の様式 に従い、身体的拘束について報告する。
- 4 身体拘束全廃委員会において、(2) により報告された事例を、分析をする。
- 5 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生理由、結果等をと りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- 6 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- 7 身体拘束の指針については、入所者、家族が閲覧できるよう玄関、ユニットに備えておくこと。

(その他運営に関する重要事項)

第 1 5 条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2)法定研修または事業所が必要とする研修受講

- 2 この規程の改廃は理事会において定める。

附則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 2 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。